

会 議 記 録

会議名称		令和 7 年度第 2 回 杉並区公契約審議会
日 時		令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 3 時 00 分～午後 3 時 33 分
場 所		中棟 5 階 第 3・第 4 委員会室
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員
	事務局	総務部長、経理課長、営繕課長、契約係長、契約担当係長、契約係員
傍 聴 者		8 名
配布資料		資料 1 公契約条例の運用状況について（訂正） 資料 2 人事委員会勧告等の動向について 資料 3 令和 8 年度における杉並区公契約条例第 7 条第 1 項に規定する労働報酬下限額について（答申）（案）
会議次第		1 開会 2 報告 人事委員会勧告等の動向について 3 議事 令和 8 年度の労働報酬下限額について 4 その他 第 3 回杉並区公契約審議会 5 閉会

(開会前に、経理課長より会議及び会議録の公開についての説明、配布資料確認あり)

○島田会長 それでは定刻ですので、ただいまから第2回公契約審議会を開催いたします。初めに本日の会議でございますが、今里委員もご出席というふうに承っておりますので、追って参るかと思います。いらっしゃいましたか。

(今里委員入室)

○島田会長 ありがとうございます。それでは、これで全員ご出席ということでございますので、条例に規定する定足数に達しているということをご報告させていただきます。

事務局より報告事項があるということでございますので、まず伺いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○青木経理課長 経理課長でございます。資料がなくて恐縮でございますけれども、令和6年度第2回の審議会で取り上げられました、労務費の上昇による長期継続契約の契約金額の変更についてご報告をさせていただきます。

区においては、長期継続契約のうち公契約条例の適用となる特定公契約につきまして、令和7年度に生じた労働報酬下限額の上昇分を追加で支払うということとしまして、事業者と協議の上、契約金額の変更を行うこととしたところでございます。対象となる契約については、施設管理、受付業務など、年間を通じて継続的かつ日常的に役務の提供を受ける委託契約ということとなります。既に区議会には報告済みで、必要な予算は、令和7年第4回区議会定例会に補正予算として計上する予定となっております。また現在締結している契約については、令和7年度の上昇分に対応することに加えまして、令和8年度以降につきましても特定公契約及びそれ以外の契約につきまして、毎年度協議の上、その年度分の賃金上昇について契約額の変更を行うとするものでございます。加えまして、令和8年度以降に新たに締結する契約につきましてはスライド条項を適用しまして、今後生じる賃金上昇分を反映して、契約額を変更できる契約とする予定となっております。このように長期継続契約につきましても、今後の賃金上昇に対応できる制度としてまいります。以上でございます。

○島田会長 ありがとうございます。この会議でもご指摘のあった問題でございますが、委員の方々、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(了承)

○島田会長 どうもありがとうございました。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。本日は、前回の議論を踏まえて、労働報酬下限額の算定の根拠について審議し、答申案を決定していきたいというふうに思います。なお、答申の最終決定は、区職員の給与改定に係る労使交渉の妥結内容を確認した上で、次回の審議会において行うこととなりますので、ご承知おき願いたいと存じます。

審議に入る前に、事務局から審議に当たっての資料を配付いただいておりますので、まず、その内容についてご報告、ご説明を受けたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○青木経理課長 経理課長でございます。それでは資料1をご覧くださいと存じます。まず初めに、第1回公契約審議会におきましてお配りしました資料の内容に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。1番の労働報酬下限額の適用状況（令和7年7月1日現在）についてでございますけれども、こちらについては令和6年度の各適用件数に誤りがございました。こちらは令和6年7月時点での件数から更新が漏れておりましたため、令和7年7月1日時点の件数を反映したものに今回訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、資料2をご覧くださいと存じます。初めに、1番、特別区職員に対する人事委員会勧告について報告をさせていただきます。月例給は、公民較差1万4,860円、較差率3.80%を解消するため、初任給におきまして大卒程度は1万2,000円、高卒者は1万8,300円の引上げの勧告がございました。また、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ勧告がございました。また、ボーナスについては、支給月数を0.05月分引き上げ、4.90月に改定するという勧告がございました。

次に、2の東京都職員に対する勧告でございますけれども、初任給の引上げ額に違いはあるものの、おおむね同じ内容となっているところで

ございます。続く3番、4番については、第1回の審議会にご報告した内容となっております。

続きまして、資料、参考資料の1ページ目をご覧くださいと存じます。左側になりますが、こちらの1番におきましては、会計年度任用職員の短時間・業務職の1時間当たりの換算額を、特別区人事委員会勧告を踏まえた上で推計したところでございます。その説明の前に、行政職と業務職の給与改定の仕組みについて改めてご説明を申し上げます。まず行政職につきましては、特別区人事委員会勧告を受けまして、労使交渉の後、妥結を経て改定されます。一方で、業務職については特別区人事委員会勧告の対象とはなっておらず、行政職の勧告を参考にしつつ、特別区長会が業務職給料表として示し、労使交渉を経て改定されるところでございます。給与額が改定しますのは、労使交渉後の11月中旬または下旬の見込みですけれども、変動した場合には、算定根拠を基に時間単価を算出の上、その結果について速やかに委員の皆様にご報告をさせていただきます。

続きまして、右側の資料の2ページをご覧くださいと存じます。

(1)番は、昨年度同様、現行の業務職の給料月額に、業務職の高卒初任給の改定率である10.0%を乗じた額を推計値として算出したところでございます。その算出方法によりますと、1級30号の用務1年目については1,540円となります。(2)におきましても同様に、業務職の給料月額に行政職の大卒初任給の改定率である5.4%を乗じた額を推計値として算出しますと、1級30号の用務1年目は1,476円となります。以上のことから、本年、用務1年目に当たる業務職給料表の1級30号給の推計値につきまして、事務局としましては、この大卒初任給の改定率を基に算出した1,476円から高卒初任給の改定率を基に算出した1,540円の幅の中に収まるのではないかと推測したところであります。おめくりいただきまして、3ページの上部にございます令和7年の用務1年目の改定率につきまして、昨年同様に大卒と高卒の初任給の改定率の間に収まるのではないかと予測し、こちらのほうをイメージとして記載しているところでございます。

続きまして、3ページ目の下部にございます東京都における消費者物

価指数の概況についてご報告をいたします。(2)番、消費者物価指数の概況でございますけれども、まず①番の総合指数は、2020年を100とした場合、今年9月は110.7となっておりまして、前年度同月比で2.5%上昇しております。次に、②番の指数につきましては、天候の影響により毎月変動幅が大きくなる傾向がある生鮮食品を除いておりまして、今年9月は110.0、前年度同月比で見た場合には2.5%上昇しているところでございます。最後に、③の指数につきましては、②の条件に加えまして、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けるガソリンや電気代などのエネルギーを除いておりまして、今年の9月については109.6、前年度同月比で2.5%上昇しているところでございます。

以上、審議の参考としていただければと存じます。私からは以上でございます。

○島田会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局のご説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長

それでは、ただいまの事務局からの報告を踏まえまして、杉並区における令和8年度の労働報酬下限額について議論をしたいというふうに思います。審議につきましては、答申の書式を示しました資料3の2枚目の項立てに沿って行っていきたいというふうに思いますので、資料3をご覧ください。2枚目ですね。「答申」とあるところでございます。

まず、前回の審議で工事又は製造の請負契約の熟練工・一人親方につきましては、各職種の公共工事設計労務単価の9割、または見習い・手元等については軽作業員の公共工事設計労務単価の7割とする方向で意見を集約し、事務局で引き続きの検討をお願いするということを前提に、皆さんからご了承を頂いているところでございましたが、この件は事務局におきまして、その後、情報収集を含めて検討していただいているところでございます。事務局からその報告を受けた後、審議会として今年度の答申内容を確定したいというふうに思いますので、事務局のほうからご報告を頂戴できればと思います。

○青木経理課長 経理課長でございます。第1回目で議論になりました熟練以外の労働者、いわゆる見習い・手元に関しまして、事務局の取組状況についてご報告をさせていただきます。まず、事務局の前回審議会以降の取組でございますけれども、参考に参考資料の4ページ目にまとめてございますので、そちらもご覧ください。

先日、熟練労働者以外の見習い・手元の方などの状況につきまして、事務局として高取委員に意見を伺いましたけれども、その際に、より工事の現場に詳しい方々にもご同席を頂きまして、併せて意見を伺ったところでございます。また別の機会には、水島委員からも、熟練労働者以外の方の作業の状況などについて、個別にご意見を承ったところでございます。さらに熟練労働者以外の従事が確認できた特定受注者、事業者の方へのメールへの簡易な調査というのも行いまして、その状況について確認してきたところでございます。その結果につきましては、設計労務単価上に定義されます軽作業員につきましては、公契約の現場ではそれを専門に行う職人はいないのではないかというご意見が労働者側からあったところでございます。また、いわゆる手元につきましては、職人の補助や現場の清掃などを行う方、これらの方は現場においては雑工、または多能工と呼ばれる方々ということでございまして、こうした方が従事される場合が多いと、労使双方から確認したところでございます。一方、見習いに関しましては、その職種を目指して入職する方として区別されているとのご意見があった一方で、見習いと手元は現場では区別をしていないというご意見も特定受注者から頂いたところでございます。

様々なご意見をお伺いしたところでございますけれども、実際に熟練労働者以外の方の実態や現状をどのように考えるか、エビデンスとしてどう把握するのかということについては引き続き検討が必要と考えておりまして、事務局として、令和8年度以降の議論に向けて、次のような点が議論のポイントになると考えております。議論のポイントとしては3点、1点目は雑工や多能工も含めた見習い・手元の現場での実態の把握についてです。2点目ですが、見習い・手元の実勢賃金の把握、そしてその調査方法について。3点目、見習い・手元の賃金の水準についてと

考えております。改めて軽作業員の実態はどのようなものか、またその賃金はどのように調べればよいか、その賃金水準はどの程度が妥当かという点を議論していただくことがよいのではないかと考えているところでございます。報告は以上となります。

○島田会長

ありがとうございました。この問題、この審議会が発足以来、ずっと議論があったのですが、なかなか、共通の基盤での議論というのが難しい状況が続いてきたところでございます。前回の審議会の中で、ご議論を経る中で、事務局のほうに私どものほうから宿題という形で、そこら辺のすり合わせをということをお願いいたしました。大変ご苦勞をかけたかと思いますが、今、進行中ということでございます。この調査につきましては、高取委員、水島委員も大変ご協力を頂いたようでございまして、ありがたいというふうに思っております。

この議論を進めていく上で、今、事務局からもご報告あったように、より詳細に実態を詰めていって、審議会全体で事実の部分での共有をできた上でご議論できればと思います。前回は申し上げましたが、今年度につきましては従来どおりということを前提といたしまして、来年度に向けて議論を継続、ある程度の結論を出す方向で考えたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、今のご報告につきまして何か、委員の方々からご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(なし)

○島田会長

ありがとうございます。それでは、先ほどご紹介があったように、事務局で整理いただいた内容の検討をお願いしたいというふうに思います。もしほかにご意見ございませんようでしたら、工事又は製造の請負契約のうち、熟練工・一人親方につきましては、各職種の公共工事設計労務単価の9割、見習い・手元等の労働報酬下限額は1時間当たりの単価を軽作業員の公共工事設計労務単価の7割としたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○島田会長

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

引き続きまして、業務請負契約と指定管理協定の労働報酬下限額に関する議論に移りたいと思います。業務委託契約と指定労務管理協定の労働報酬下限額についてでございますが、先ほどの資料を前提としていただいた上で、ご発言がある方はお願いをしたいと思います、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○金子委員

はい。金子でございます。事務局から提案のありました、この、5.4%から10%の間というようなことにつきましては、この2年、3年の議論の中でということですので、一つの方向性としては理解をしているということでございます。具体的な金額をどうするのかというようなことになりますが、近隣他区の状況なども、まだ審議会の途中では、答申はまだということではございますが、いろんな情報を仕入れる中で、1,500円を超えるような議論がされているという話も聞いております。それから、昨年も初任給が大きく上がったというところはあったと思うのですが、10%を超えるような改善率というようなことでありましたので、決してこの10%を超す、その10%の改定率というものが決して高いものではないのかなというような認識は、一応持っているというようなことでございますので、我々サイドとしてはその1,500円を超えるような金額というところを少し考えていただければなというふうに思っております。

○島田会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。特に、よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長

一応、事務局のご提案といいますかご報告を踏まえて、今のご意見等を考えていきたいというふうに思うんですが、これまでのこの審議会での議論の積み重ねということ踏まえたと、昨年度から区の会計年度任用職員短時間・用務の1年目1級30号を参考とするということが昨年度から始まったところでございますので、それを今年度も引き継ぐというのが妥当ではないかなというふうに考えております。ただし、事務局のほうでご報告ございましたように、会計年度任用職員の短時間・用務につきましましては、これは区の人事委員会勧告が出るものではございません

ので、労使交渉によって決まるということになってございます。したが
いまして、1級30号ということを目途にしつつ、労使交渉の結果、11月
下旬にはほぼ決着がつくだろうというふうに伺っておりますので、その
数字を見て、具体的な金額を第3回の審議会で正式決定するということ
で進めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○島田会長 ありがとうございます。そうしますと、一応議事につきましては以上
ということになります。今回は、労使交渉の妥結内容を確認の上、答申
内容を決定し、区に答申を行いたいというふうに思いますので、委員の
皆さんには引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。ほか
にご意見ございませんでしたら、第2回審議회를閉じたいというふうに
思います。

次の日程についてご確認していただけますでしょうか。

○小島契約係長 はい。それでは、事務局のほうから、次回の日程についてお知らせい
たします。各委員の日程調整の結果、12月1日の月曜日の午後3時開催で
確認が取れていますので、ご都合がよければ、この日程でお願いしたい
と思います。いかがでしょうか。

○島田会長 はい。ありがとうございます。それでは……

○水島委員 会長、すみません。よろしいですか。

○島田会長 はい。どうぞ。

○水島委員 すみません。終わろうとしたところで、大変失礼しました。水島でござ
います。

前日も同じような趣旨の話を申し上げまして、この公契約条例によっ
て労働報酬下限額を設定して、それによって全体の賃上げを促していく
ということがあろうかなというふうに理解をしております。そのときにも
申し上げたのですが、あまり最低賃金との差が広がっていかないでほ
しいという話をしたんですが、そのときは最低賃金のほうが反応が遅く
なるので致し方なしというような会長からお話がありまして、その点に
ついては理解をいたしました。何かこの公契約審議会、この労働報酬
下限額が何か民間の賃金等に上がる方向に、いい方向に影響していくと

というような、そういうことを観察するのは難しいのでしょうかね。

○島田会長 もともとの狙いはまさにおっしゃるところにあらうかと思いますが、特別区という中で実施しているところではなかなか難しいかと思います。何か事務局のほうでお考えはございますか。

○青木経理課長 経理課長でございます。なかなか把握方法は難しいところがあるかと思いますがけれども、公契約、特定公契約とそれ以外の事業をやっている方からお伺いすると、今年の上げ幅が区のほうが高くなっているものですから、なかなかその支払いの差をつけるのが難しいとはお聞きしています。実際にはそういった現象が今年度に関しては起こったということはお聞きしているところではございますが、正式な調査になりますと、方法としてはなかなかつかみにくいと考えているところでございます。

○水島委員 はい。特別区でも半分近い区がこの公契約条例を導入して、同じような労働報酬下限額の設定をしていく中で、東京都は東京都で最低賃金を協議する場があると思うんですけれども、何か厚労省のそういうところに働きかけていくとかというのはできないんですかね、何か情報交換をするとか。なかなか、すみません、突拍子もないことを言いまして大変申し訳ないんですけど、やっぱり、民のほうの全体の賃金アップに、この公共の労働報酬下限額の設定がちゃんと働きかけていくような、お互いにリンクしていくような仕組みが、それは、やっぱり会長、組織、機能的に難しいんでしょうか。

○島田会長 おっしゃるとおり、それが必要なんだろうと思います。ただ、問題は、公契約条例とかというのは必ずしも厚労省が所管をしていないものですから、最低賃金審議会等がそこをどう見ているのかというのは、分かりません。ただ、おっしゃる点は非常に重要な点だというふうに思いますので、これというお約束はできないんですが、例えば、厚労省や人事院も全体の賃金調査を行っていますので、いきなりやれとは申し上げにくいんですが、少し検討する方向というのはあり得るかなという気はしております。そういうことを研究されている方がいると、一番、多分いいのかなと。経済学の話になるかと思うんですが、どなたかそういう方がいらっしゃるとありがたいなというような感じがしております。

○山田総務部長 杉並区の公契約審議会が始まった頃から考えますと、公契約条例が23区の過半数で制定されているという状況は、地域の公共調達のある方について各自治体が注目し、実際に施策として実行してきている過渡期なのだろうと思います。また、他の自治体の議員の方が都内のこの状況を見て、視察などで杉並区を訪れることもあるというような状況もあります。本来、この公共調達における労働報酬に関しては、広域的な見地からの検討が必要ではないかというようなご意見、ご議論も多々あると私どもも認識しておりますけれども、この間の経過を振り返りますと、各自治体がそれぞれの地域の実情に応じて、まさに労使双方からのご意見も踏まえて条例化してきているという、その積み重ねが現在地点かなというふうに思っています。

先ほど水島委員からもありましたし、島田会長からもあったように、公共調達の分野がその地域の労働報酬について、ある意味リードしていくんだということでここにお集まりいただいてご議論いただいているということ、私どもとしてもそれは大変心強いし、またそうあるべきなんだろうと思っております。東京都とか国の施策にどのようにコミットできるかについては、私たちとしても何ができるか考えてみたいと思いますけれども、頂いたご指摘というのは、この条例に基づく審議会の存在の意義というところも含めて、真剣に考えていただいているということなんだと改めて思いましたので、事務局として何かでき得ることがあるかどうかということは、しっかり考えてみたいというふうに思っております。

○島田会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○水島委員 ありがとうございます。

○島田会長 ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

○砂川委員 砂川です。この場で話をしたほうがいいのか悪いのか、今、公契約というのは予定価格1,000万以上の10業種の案件が特定公契約とされているんですけども、それから漏れた1,000万以下の案件というのも当然ございます。それで、私どもの組合では1,000万以下の案件をやっている会社もいて、この公契約の、今の1,400円というのが果たして反映され

ているのかなと、ちょっと疑問に感じるところがあるんですね。見積は主管課に出すので、この1,000万円以下のほうももう少し通達をしていただいて、1,400円ですよというのができるんなら、やってほしいなと思います。以上です。

○島田会長 ありがとうございます。

○青木経理課長 経理課長でございます。1,000万以上の委託という場合には適用ということですが、その基準額以下のところは趣旨としての賃上げといえますか適正基準、水準というのは求めることがちょっとなかなか、根拠としては対象になっていない以上、難しいのかなと思うんですけども、働く労働者の皆様の条件の改善という意味ではそういった趣旨は伝えてまいりたいと思います。対象としてはこの選定された対象ということでお考えいただければというふうに存じます。

○砂川委員 ありがとうございます。

○島田会長 では、高取委員、どうぞ。

○高取委員 はい。このたび、経理課の方、皆さんお越しいただいて、いろんな意見を聞いていただいて、本当にありがとうございました。軽作業員の70%、未熟練工が軽作業の70%というのは第1回で決定したということで、これ以上議論は今回はできないと。ただ、次年度においては議論させていただけると。ようやく6年目にして議論ができるのかなと思っております。

それで、今後の議論のポイントのところは、見習い・手元の実勢賃金とありますけれども、実際にはやっぱり熟練工のところもしっかり確認していく必要があるのではないかなというところで、そこもお願いしたいと思います。あと、第1回目の審議会のときに、軽作業員のいた件数は教えていただいておりますけれども、割合を教えていただければなというところでございます。働いている皆さんの中で何人の方が軽作業員の賃金で支払われているのかというのは、割合が分かれば、ちょっと調べていただきたいなというところです。件数は教えていただいておりますので。

また、2回、3回になっていくので周知の仕方についてなんですけれど

も、ポスターがまだまだ現場に貼られてないよとか、すぐ見えるところに貼ってないよというところも聞きますので、ポスターを貼っていただいて、しっかり周知していただかないと、もらえるということに気づかないで働いている方がたくさんいらっしゃいます。実効性の担保がととても難しいと思いますけれども、実際に、本当に絵に描いた餅ではもったいないですので、未熟練も併せて、熟練工のほうもしっかりやっていきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

加えて、設計労務単価が、毎年、東京都ですと6%ぐらいで推移しておりますので、軽作業員6%で設計労務単価が上がった場合だと、本当に委託の方と100円、200円しか時給にして変わらないというところが出てきます。そうしたときに担い手が確保できるのか、品質が確保できるのか、そこら辺もしっかり考えていかないといけないのではないかなと思います。今回はいろいろと勉強させていただきました。ありがとうございました。

○島田会長 ありがとうございました。ほかによろしゅうございますでしょうか。

(なし)

○島田会長 はい。それでは、先ほど事務局からございましたように、次回は12月1日月曜日午後3時からということにいたしますので、皆様ご予定いただきたいと思います。いろいろとありがとうございました。